

「超」お得すぎる「プレミアム付商品券」応援事業実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大による商店等事業活動の縮小等による影響の緩和及び、地域における消費を喚起・下支えするため、本要領に定める地域振興に貢献する商店等事業者において共通して使用できるプレミアム付商品券の発行・販売等を行うことにより、感染拡大防止や苦境打破に取り組む事業者を支援するとともに地域消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 商品券の発行について

- (1) 名称 「超」お得すぎる「プレミアム付商品券」応援事業
- (2) 発行者 広島安佐商工会
- (3) 発行額 39,000,000円（プレミアム30%分を含む）
- (4) 発行冊数 3,000冊（1,000円券13枚綴）
内訳：大手チェーン店・中小店共通券（1,000円券7枚）、中小店専用券（1,000円券6枚）
- (5) 利用期間 令和3年11月13日（土）～令和4年1月16日（日）
※上記期間以外では利用不可
- (6) 利用地域 広島安佐商工会所管地域（可部・安佐・佐東地区）の商品券取扱い店舗に限る。

3 商品券の応募・販売について

- (1) 販売価格 10,000円（1冊1,000円券13枚綴）
- (2) 購入上限 1人2冊（20,000円）
- (3) 応募資格 原則として広島安佐商工会所管地域（可部・安佐・佐東地区）の在住者又は在勤者
- (4) 応募方法 ①申込用フォーム：スマートフォン・PC等から、広島安佐商工会のホームページ等に掲示する下記申込専用QRコードにアクセスし、必要事項を入力し応募する。
②郵便はがき：「①氏名②住所③電話番号④応募資格（広島安佐商工会所管地域の勤務先の地区名）⑤希望冊数（上限2冊）」を記入の上、郵送にて応募する。
※なお、収集した個人情報については、本事業以外には一切使用いたしません。



【申込専用のQRコード】

- (5) 応募期間 一次：令和3年9月27日（月）～令和3年10月6日（水）（必着）
二次：令和3年10月18日（月）～令和3年10月22日（金）（必着）
※発行額に達した場合は、二次募集は行わない。
- (6) 抽選日 一次：令和3年10月7日（木）
二次：令和3年10月25日（月）
※発行額に達した場合は、二次抽選は行わない。
- (7) 抽選結果 当選者に当選通知ハガキ（振込先明記）を郵送する。
- (8) 販売期間 一次 令和3年10月11日（月）～令和3年10月22日（金）（振込み確認後郵送）
二次 令和3年10月27日（水）～令和3年11月5日（金）（振込み確認後郵送）

4 商品券取扱店舗について

- (1) 取扱店舗 広島安佐商工会所管地域（可部・安佐・佐東地区）に店舗を有する広島安佐商工会会員。ただし、次の①から③に該当する事業者を除く。
- ①広島安佐商工会の年会費を滞納している事業者
 - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (2) 店舗区分 ①中小店：広島安佐商工会所管地域（可部・安佐・佐東地区）で運営する店舗
②大手チェーン店：広島安佐商工会所管地域（可部・安佐・佐東地区）で運営する店舗のうち、チェーン店（レギュラーチェーン）・フランチャイズ店（フランチャイズチェーン）
- (3) 募集期間 令和3年8月27日（金）～令和3年9月17日（金）
- (4) 登録料 無料

5 商品券の利用対象

商品券は、次の(1)～(6)を除いた物品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能とする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、タバコ、切手、印紙等で換金性の高いものの購入。
- (3) 現金との換金、電子マネーへの入金、金融機関への預け入れ。
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律に規定する営業への支払い。
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。

6 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、ポスター等を利用者が分かり易い場所に掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認すること。特に、色合いが明らかに違う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに広島安佐商工会へ報告すること。
- (3) 商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店舗名を記入（ゴム印可）すること。
- (4) 既に取扱店舗名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 商品券の交換又は売買は行わないこと。
- (6) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品仕入れ等）に使用しないこと。

7 商品券取扱いにおける注意事項

- (1) 商品券の現金化は行わないこと。
- (2) 商品券の額面が利用額に満たない場合、釣銭は発生させないこと。
- (3) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (4) 商品券の紛失又は盗難に対し、広島安佐商工会はその責を負わないものであること。

8 取扱店舗登録申請手続について

- (1) 「取扱店舗登録申請書」「同意書兼誓約書」「換金振込口座の預金通帳コピー（見開き1～2ページ）」を広島安佐商工会へ直接提出すること。ただし、電話でも受付可能とするが、後日申請書の原本を提出すること。

※「取扱店舗登録申請書」「同意書兼誓約書」は、広島安佐商工会ホームページからダウンロードにて印刷するか、広島安佐商工会最寄りの支所で配布。

- (2) 取扱店舗情報は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として当会HPにて広報予定。

- (3) 申請書の提出先 広島安佐商工会本所
〒731-0221 広島市安佐北区可部3丁目26-22
TEL 082-814-3169 FAX 082-815-1456

(※原則郵送、電話予約による持参可)

【以下、電話予約による取次および持参可】

安佐支所:〒731-1142 広島市安佐北区安佐町飯室3059-1
TEL/082-835-0048 FAX/082-835-2133

佐東支所:〒731-0103 広島市安佐南区緑井6丁目29-28
TEL/082-877-9352 FAX/082-877-0844

9 商品券の換金

- (1) 換金請求期間 令和3年11月15日(月)～令和4年1月21日(金)
※上記期間以外は換金不可
- (2) 換金手数料 無料
- (3) 換金手続所 広島安佐商工会 (本所・支所)
- (4) 持参物 「使用済券」「換金請求書」
- (5) 請求・支払 ①令和3年11月15日(月)から令和3年11月26日(金)までの換金請求分、
令和3年12月3日(金)に指定口座へ振込み
②令和3年11月29日(月)から令和3年12月10日(金)までの換金請求分、
令和3年12月17日(金)に指定口座へ振込み
③令和3年12月13日(月)から令和3年12月24日(金)までの換金請求分、
令和4年1月7日(金)に指定口座へ振込み
④令和3年12月27日(月)から令和4年1月21日(金)までの換金請求分、
令和4年1月28日(金)に指定口座へ振込み

10 取扱店の取消等

この要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことがある。
また、違反により損害が発生したときは、損害賠償請求をする場合がある。

<お問い合わせ先>

広島安佐商工会本所 経営支援課
〒731-0221 広島市安佐北区可部3丁目26-22
TEL 082-814-3169 FAX 082-815-1456
Mail hirosshima-asa@hint.or.jp